

こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



CONTENTS

「地域に寄り添う司法を」	
毎日新聞 船橋支局長 市村一夫	1
日弁連地域司法シンポジウム	
in 船橋の報告	2
日弁連地域司法シンポジウム	
in 船橋後の活動	
－市民の声－	3
千葉県弁護士会京葉支部	
新会館案内	4



謹賀 新年



地域に寄り添う司法を

毎日新聞 船橋支局長 市村一夫

「〇〇病院が2回目の不渡り手形」

二十数年前、人口数万人の九州の小さな都市に赴任した。当時の九州は政争が激しく、どこの市町村も大概、保守系の住民は「あっち派」「こっち派」「中間派」という具合に政治的に3分されていた。そんな土地柄で日々の仕事をする中、ある情報通から聞いたのが冒頭の話だった。

普通、2回の不渡りなら、県版に「倒産」と小さな記事を書くかどうかを考えるところだが、事情は少し違っていた。

病院は元々、地元選出の有名代議士派閥の有力者がオーナーで、破産一步手前の状態だった。それを、別の病院の理事長が買い取って窮地を救った形になった。ところが、引き継いだ途端、前経営陣が振り出した計3億円もの約束手形が次々と出てきたというのだ。受取人などの記入がない白地手形で、ヤミ金融で知られる元暴力団組員が裏書きしている不自然なものだった。おまけに、別の暴力団幹部から病院が2億円の借金をしていることも分かった。当然ながら当事者同士で法的な争いになり、手形は不渡りになった。

代議士と前オーナー、裏書人の3人の関係を取りざたする噂は日頃から聞いていた。そうした噂の内容もぶつけて代議士に取材したところ、「(前オーナーに)頼まれて自分が現経営者に購入を勧めた」「裏書人の元組員からは選挙資金を借りたことがある」と認めた。代議士の関わりをあぶり出せたことで、それなりの大きさの記事を書くことができた。

暴対法もなく、政治が絡むどろどろとした世界が全国の所々に広がっていた時代。代議士に都合の悪い情報が私のところに寄せられた経緯も含め、いろいろな立場の人の思惑が絡み合っていた。私の取材も別の方向にどんどん広がっていましたが、ともあれ、一連の出来事の中で初めて地元の地裁支部の裁判を傍聴する機会ができた。傍聴席には情報収集のためか地元警察署の刑事も座っていた。

準備書面を交わすだけのことが多かったような気がするが、思い返してみると法廷には地域のダイナミックな動きが凝縮された雰囲気が漂っていたように感じる。



千葉県弁護士会京葉支部が京葉地域(人口約125万人)に地裁支部を誘致する運動を続けている。これまで、人口数万でも地域の中核都市なら支部があるのが当たり前のようになってきた。京葉地域に地裁支部がないと聞いて正直驚きだった。

裁判には地域やそこに住む人々の縮図が反映される。新聞記事になるのはごく一部だが、当事者には人に伝えきれないほどの言い分や複雑な事情があると思う。大事なことは、救われるべき人が救われる司法であることだ。そういう意味でも、裁判所は地域の中核施設として市民の身近に寄り添う存在であってほしい。

日弁連地域司法シンポジウム in 船橋の報告

平成26年3月6日、千葉県船橋市内にある船橋グランドホテルにおいて、「地域司法シンポジウムin船橋～地方・家庭裁判所支部の新設・復活実現を～」が開催され、県内外の市民、弁護士合わせて約160名が参加しました。

各地の裁判所支部が抱える種々の問題（支部問題）に対しては、10年以上前から、裁判所支部の充実を図るという同じ目的の下、各地の弁護士会支部の有志が主体となり、首都圏支部サミットないし弁護士会支部サミットとして運動を続けてきました。そして、より多くの方々にこの問題意識を共有して頂けるように、この度は日本弁護士連合会（日弁連）が主体となって地域司法シンポジウムが開催されました。なお、司法シンポジウムが霞ヶ関にある弁護士会館を離れて地方で開催されるのは初めてのことです。

本シンポジウムは、地域司法の格差を解消し、地域司法を充実させるという理念の下、京葉地域（市川市・船橋市・浦安市）に裁判所支部を新設することの必要性を主なテーマとして掲げて開催されました。

本シンポジウムにおいては、主催者や来賓の挨拶に引き続き、まず、京葉地域の裁判所の概要や地域司法の展開を主な内容とした基調報告が行われ、続いて、「支部設置実現を目指す活動報告」と題した報告が行われました。

その後、コント集団「ザ・ニュースペーパー」によるコントが行われました。同コントでは、京葉地域に地方裁判所・家庭裁

判所の支部（地家裁支部）がないことによって市民の方々がどれほどの不利益を被ることになるのかという一見分かりにくい問題が寸劇によって分かり易く表現されており、特に一般市民の方々には京葉地域の抱える支部問題を理解する一助になったのではないかと思われました。

また、パネルディスカッションでは、市川調停協会会长（当時）阿多真人氏、朝日新聞論説委員井田香奈子氏、千葉大学名誉教授新藤宗幸氏、千葉県弁護士会会长（当時）湯川芳郎氏をパネリストに迎え、京葉地域において地家裁支部がないこと等の問題点についての報告を交えながら、京葉地域において地家裁支部がないという現状、及び京葉地域に地家裁支部を設置することの必要性や、現状を開拓するための方策・運動論についての意見交換を行いました。

本シンポジウムが開催されたこと及びその内容については、平成26年3月31日の千葉日報朝刊において、「京葉地域への地裁・家裁支部設置問題」とのタイトルの下ほぼ1面を割いて紹介されており、徐々にではありますが京葉地域に地家裁支部がないという問題意識が多くの方々に共有されつつあることを実感しました。



日弁連地域司法シンポジウム in 船橋後の活動

本シンポジウム後も私たち京葉支部は、船橋市、市川市、浦安市の市長や市議会議員、マスコミその他市民の皆様に対して積極的に働きかけを継続しています。以下、簡単ではありますが、本シンポジウム後の動きについてまとめてみます。

まず、平成26年3月11日に、市川市副市長と面談を行った（この面談において副市長から市内に3か所の裁判所支部設置の候補地があるとの説明を受けました。）ことを皮切りに、同月20日には市川市長と面談をするに至り、市川市長から「市川市としても三市協議会等で支部設置問題を検討する」旨の回答を得るに至りました。

その後、同月28日、京葉地域裁判所支部設置推進本部委員らと市川市議会議員10名との懇親会が行われました。これをきっかけとして、同年4月25日、千葉県弁護士会京葉支部の定期総会にて、市川市、船橋市、浦安市の6月議会において、京葉地域に裁判所支部を設置するよう請願を行うことを決議し、各市議会に請願をする体勢を整えました。そして、同年6月上旬、市川市・船橋市の各議会において支部設置の意見書が全会一致で採択され、浦安市については議員発議による意見書が全会一致で採択されました。

他面、千葉県弁護士会京葉支部では、支部設置問題を広く市民の皆様に理解していただけるよう、まず、同年4月2日に実施した船橋記者クラブでの支部長記者会見において、支部設置問題についてPRするとともに、同年8月29日に開催した船橋記者クラブ所属の新聞各社の記者の方々との懇談会において、支部設置問題を含む支部問題について情報提供や意見交換をしました。また、当支部では、同年7月26日開催の船橋市民祭りに参加し、市民の皆様に対して、支部設置問題に関するアンケートを実施するとともに、支部設置を求める署名収集活動を行うなど、支部設置問題を広く市民の方々にアピールする活動も続けています。

現在、市川市や船橋市の議員の方々が中心となり（なお、同年9月28日、市川市の議員34名により支部設置に向けた議員連盟が立ち上げられています。）、支部設置問題を三市協議会で取り上げるだけでなく、昭和30年代に支部設置のため設立された三市の市長、議長等を会員とする支部設置期成会のような三市にまたがる組織を作る方向で動きつつあります。

その他、当支部と上記議員連盟との勉強会の開催や、支部設置期成会への参加、財務大臣への申入れなどの活動も視野に入れており、当支部としても全力で支部設置に向けた三市の活動に協力していく所存です。

－市民の声－

- ・千葉の裁判所に行くために、仕事を丸一日休まなければなりませんでした。近所の裁判所であれば半休で済んだのに。
- ・年金暮らして毎月ギリギリの生活です。自己破産の手続で千葉まで行かなければならず、交通費の負担が重かったです。
- ・当事者同士では話がまとまっているのに、裁判官の手が空かず1時間以上待たされました。裁判官が足りていない！
- ・市川の裁判所にはエレベーターがなく、脚が不自由な私にはとても不便でした。公的機関なの

- に、全くバリアフリーに対応していないなんて。
- ・離婚調停の際、お互いの待合室が近すぎて、暴力を振るった夫と鉢合わせになりました。本当に怖くて、パニックになりました。

まだまだあります！

事件が多すぎて自分の番が来るまで予定より1時間待たされた、待合室・傍聴席が満員のためで待たされた、裁判所の都合で次の日程がなかなか入らず解決まで時間がかった、面会交流の試行室がない、など

新会館案内

千葉県弁護士会京葉支部は平成26年11月1日より下記に移転いたしましたので、ご案内申し上げます。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新所在地 : 〒273-0005

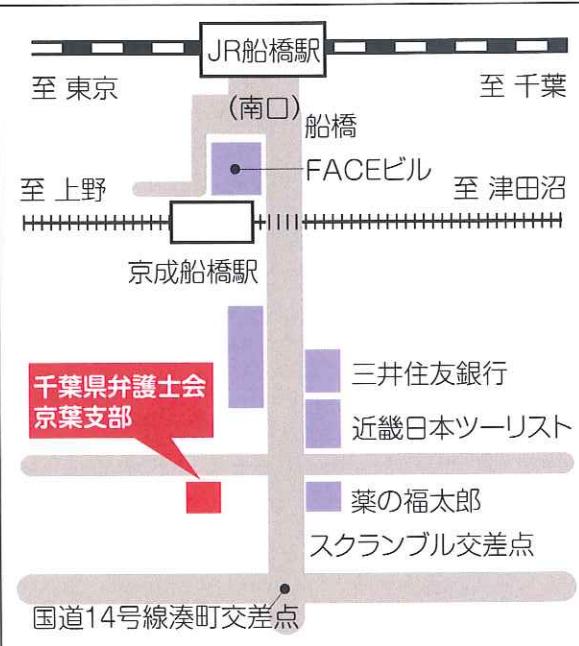
千葉県船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル5階

電話. 047-431-7775 (変更なし)

FAX. 047-437-3607 (変更なし)

千葉県弁護士会京葉支部

案内図



住所 : 〒273-0005

千葉県船橋市本町2-1-34

船橋スカイビル5階

電話 : 047-431-7775

FAX : 047-437-3607

ホームページ : [弁護士会 京葉支部](#)

アクセス : JR船橋駅より徒歩5分
京成船橋駅より徒歩4分

編集後記

平成26年9月20日付全司法新聞に掲載された「最高裁が15年度概算要求を提出」との記事の中で、最高裁が財務省に対して、市川簡易裁判所の増築（事件増に対応するため既存の2階建て庁舎を取り壊し3階建て庁舎を増築）の要求を出したことが紹介されています。

当支部としましても、市川簡易裁判所の庁舎を拡充することにはもちろん賛成ですし、現場で事件処理に当たる裁判所職員の増員もあわせて進めて頂くようお願いしたいところです。

しかし、事件増に対応するとの上記趣旨からするならば、庁舎の増築に留まらず、地方裁判所の支部を新設するがあるべき方向なのではないのでしょうか。

編集部

発行日 : 2015年1月10日

発 行 : 千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル5階

電話 : 047-431-7775 ホームページ : [弁護士会 京葉支部](#)